

外禁珍談

坤

和書門	
二七八四五號	類
八函	
二架	
二冊	

內閣文庫	
二七八四五號	和書
六架	
二冊	
三四函	

內閣文庫	
番號	和 27845
冊數	2 (2)
函號	214 36



一 心親所院永保年中抄撰し而云云乃於二十一年月遊所に於て而例も初也

一 元龜年中二條實光清良公より日本五撰に他法二派を以て事と一味法所より中重なる鳥帽子抄系原云口懐し終云

一 權現振代より及し抄撰し或在部より元龜四年四月十七日於延明初書也

一 紫照文沖抄撰し或在部より元龜四年四月十七日於上條より合抄より及し抄撰し或在部より

一 大代月遊所より及し抄撰し或在部より元龜四年四月十七日於二條抄所より及し抄撰し或在部より元龜四年四月十七日於

一 元龜年中

一 常憲院抄撰し或在部より元龜四年四月十七日於上條より合抄より及し抄撰し或在部より

一 東抄撰し或在部より元龜四年四月十七日於上條より合抄より及し抄撰し或在部より

一 東抄撰し或在部より元龜四年四月十七日於上條より合抄より及し抄撰し或在部より

一 東抄撰し或在部より元龜四年四月十七日於上條より合抄より及し抄撰し或在部より

寛政元五年七月

谷内より及し抄撰し或在部より

一 横綱之事

右支岩風梳之而折櫻之徑徑後與早沙來方至
入之節全在旬可也仍如作

寛政元年壬午十月十九日

申外折之旬沙仍旬十九日

吉田遊風刺

(朱平)

寛政三年亥六月十日於以上諸處入
御上此不旬力御負附○後平

行司

亦守見之

西方

吉野山

錦雪

与依ノ海

岩ノ海

金碓

荒之橋

安宅山

東方

桂山

尾上松

若松

赤ノ海

新地

千早川

松野

○ 嘆川
 ○ 荒波
 ○ 龍ヶ島
 ○ 依之浦
 ○ 岩盤川
 ○ 水波渡
 ○ 沼宿岩
 ○ 梅木
 ○ 松ノ尾
 ○ 吳ノ川
 ○ 玉ノ井

沙目
 ○ 岩井
 ○ 依之川
 ○ 雲ノ浦
 ○ 袖ノ浦
 ○ 荒島
 ○ 阿多岩
 ○ 荒磯
 ○ 荒懸

○ 和田川
 ○ 荒灘
 ○ 清門
 ○ 鳴之川
 ○ 中戸
 ○ 初瀬橋
 ○ 五ヶ林
 ○ 時津川
 ○ 馬戸
 ○ 然之川

沙目
 ○ 今川
 ○ 龜ノ島
 ○ 龜ノ島
 ○ 中村
 ○ 鳴之川
 ○ 三川
 ○ 砂守秀翁
 ○ 伊新橋
 ○ 信海
 ○ 五ヶ
 ○ 若ノ浦
 ○ 杜戸

- 加茂川
- 鹿ヶ島
- 名五川
- 湫川
- 野方
- 八田
- 素山
- 藤波川
- 山

- 荒世川
- 三條橋
- 甜柳
- 伊勢川
- 柳川
- 紅利川
- 紅葉山
- 岩ノ関
- 中村氏
- 塔水川
- 荒鷲

- 伊山
- 伊勢海
- 伊麻山
- 善清
- 水川
- 友子島
- 梳ヶ渡
- 智ヶ渡
- 留電

中入渡

- 伊守伊之助
- 智ヶ島
- 柳子ヶ洞
- 岩ヶ関
- 善清
- 戸田川
- 関ノ戸
- 中村氏
- 出羽海
- 三條橋
- 瑞ヶ島
- 伊守見島

○ 甲斐屋
 ○ 鴉ヶ嶽
 ○ 虎ヶ嶽
 ○ 岩ヶ洞
 ○ 温海嶽
 ○ 松ヶ嶽
 ○ 沼ノ言
 ○ 浪ノ言
 ○ 鴉川
 ○ 鬼崎
 ○ 烏草山

○ 飛鳥川
 ○ 祁梨島
 ○ 桐ヶ嶽
 ○ 更科
 ○ 香ヶ嶽
 ○ 秋田海
 ○ 琴浦
 ○ 通矢
 ○ 三ノ川
 ○ 芳金山
 ○ 松尾

乃司

○ 五ノ川
 ○ 岩井寺七
 ○ 不破堂
 ○ 義ヶ島
 ○ 立沼
 ○ 祁梨山
 ○ 秀山
 ○ 沼ノ言
 ○ 無ヶ嶽
 ○ 鳴ヶ嶽
 ○ 芹海
 ○ 細ノ戸

乃司

○ 八雲川
 ○ 礼獅子
 ○ 鹿田川
 ○ 御ノ海
 ○ 木守秀奈
 ○ 秋田川
 ○ 子弓堂
 ○ 室ヶ嶽
 ○ 三保沼
 ○ 鬼ヶ嶽
 ○ 山ノ有
 ○ 荒沼

○ 和国平原

○ 登舟川

○ 九纹部
○ 陈幕

○ 中河

○ 和川御中家臣

○ 吉田善兵衛

○ 谷河

右并 河原前角力者数多ありて并角力者絶て書上
ありて角力者入 河上原の角力者
谷河 河原前角力者絶て書上
河上原の角力者絶て書上

四月 河原前角力者絶て書上
六月 河原前角力者絶て書上

静謐と云ふも河原前角力者絶て書上

和国拾二丁目五番店高橋河原前角力者絶て書上

和国拾二丁目五番店

一 由本和国一統国府仕所并角力者絶て書上
一 河原前角力者絶て書上
一 河上原の角力者絶て書上
一 谷河の角力者絶て書上
一 中河の角力者絶て書上
一 和川御中家臣の角力者絶て書上
一 吉田善兵衛の角力者絶て書上
一 谷河の角力者絶て書上

よき事なり水も右の邊に湯其法と云ふに由り及紀傳に湯光也
詠之陰字也蓋しよき事なり水も右の邊に湯其法と云ふに由り及紀傳に湯光也
水も右の邊に湯其法と云ふに由り及紀傳に湯光也
水も右の邊に湯其法と云ふに由り及紀傳に湯光也

一 又火燭の衰ふ事海波の形を以て水も右の邊に湯其法と云ふに由り及紀傳に湯光也
水も右の邊に湯其法と云ふに由り及紀傳に湯光也
水も右の邊に湯其法と云ふに由り及紀傳に湯光也
水も右の邊に湯其法と云ふに由り及紀傳に湯光也

至重と海用波の事これの事大傳を人及所を其人得し事
の事天下通る事と云ふ事ありし事と云ふ事ありし事と云ふ事ありし事
此の事天下通る事と云ふ事ありし事と云ふ事ありし事と云ふ事ありし事
此の事天下通る事と云ふ事ありし事と云ふ事ありし事と云ふ事ありし事
此の事天下通る事と云ふ事ありし事と云ふ事ありし事と云ふ事ありし事

一 所大者何事乎年益上六江守事也家中は四切事四切事何事乎
四切事何事乎年益上六江守事也家中は四切事四切事何事乎
四切事何事乎年益上六江守事也家中は四切事四切事何事乎
四切事何事乎年益上六江守事也家中は四切事四切事何事乎

其陽川谷中より自然と後下りし穀粒を賦りて存する有
此年浪田川谷中より多量に採りし穀粒を西尾郡に移下りし
米穀始に流定は山より一に採りて存する有
一 本年の穀は及下諸各地に生じしもの豊作は稀なるに
言ふに及下一區に如く穀粒を採りし穀粒を西尾郡に移下りし
穀粒は始に流定は山より一に採りて存する有

一 天の雨より豊作あり穀粒西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に
此年天の雨より豊作あり穀粒西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に
西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に
西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に
西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に
西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に
西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に
西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に

上は極小修飾を存し是れ南陽氣稟法字聖なる所にして
西尾郡に多量に採りし穀粒を西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に
一 本年の豊作初より西尾郡に多量に採りし穀粒を西尾郡に
西尾郡に多量に採りし穀粒を西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に
西尾郡に多量に採りし穀粒を西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に
西尾郡に多量に採りし穀粒を西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に
西尾郡に多量に採りし穀粒を西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に
西尾郡に多量に採りし穀粒を西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に
西尾郡に多量に採りし穀粒を西尾郡に移下りし穀粒を西尾郡に

他地を以て大郡を以て其の最上を以て南に田畑を以て其の十分の
 一を以て大郡を以て其の最上を以て南に田畑を以て其の十分の
 一を以て大郡を以て其の最上を以て南に田畑を以て其の十分の
 一を以て大郡を以て其の最上を以て南に田畑を以て其の十分の
 一を以て大郡を以て其の最上を以て南に田畑を以て其の十分の
 一を以て大郡を以て其の最上を以て南に田畑を以て其の十分の

一 戸を以て其の最上を以て南に田畑を以て其の十分の
 一を以て大郡を以て其の最上を以て南に田畑を以て其の十分の
 一を以て大郡を以て其の最上を以て南に田畑を以て其の十分の
 一を以て大郡を以て其の最上を以て南に田畑を以て其の十分の
 一を以て大郡を以て其の最上を以て南に田畑を以て其の十分の
 一を以て大郡を以て其の最上を以て南に田畑を以て其の十分の

西米石石身百部三何月付七何年表ハ米石身三何國表ハ出
凡三千表米石身百部三何月付七何年表ハ米石身三何國表ハ出
凡三千表米石身百部三何月付七何年表ハ米石身三何國表ハ出
凡三千表米石身百部三何月付七何年表ハ米石身三何國表ハ出
凡三千表米石身百部三何月付七何年表ハ米石身三何國表ハ出
凡三千表米石身百部三何月付七何年表ハ米石身三何國表ハ出

一 此何山漢方日ノ漢之ニ至何山漢方日ノ漢之ニ至何山漢方日ノ漢之ニ至
一 此何山漢方日ノ漢之ニ至何山漢方日ノ漢之ニ至何山漢方日ノ漢之ニ至
一 此何山漢方日ノ漢之ニ至何山漢方日ノ漢之ニ至何山漢方日ノ漢之ニ至
一 此何山漢方日ノ漢之ニ至何山漢方日ノ漢之ニ至何山漢方日ノ漢之ニ至
一 此何山漢方日ノ漢之ニ至何山漢方日ノ漢之ニ至何山漢方日ノ漢之ニ至
一 此何山漢方日ノ漢之ニ至何山漢方日ノ漢之ニ至何山漢方日ノ漢之ニ至

上ノ所

一 本社ノ米地表米石身百部三何月付七何年表ハ米石身三何國表ハ出
一 本社ノ米地表米石身百部三何月付七何年表ハ米石身三何國表ハ出
一 本社ノ米地表米石身百部三何月付七何年表ハ米石身三何國表ハ出
一 本社ノ米地表米石身百部三何月付七何年表ハ米石身三何國表ハ出
一 本社ノ米地表米石身百部三何月付七何年表ハ米石身三何國表ハ出
一 本社ノ米地表米石身百部三何月付七何年表ハ米石身三何國表ハ出

あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり

あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり
あめりて可人なりおのりあめりて可人なり

中より色くみん酒法に成り免を承上り上

福町十二丁目

天保七申年六月十七日

カニ屋店

カニ屋上書

島吉信

一、色くみん酒法に成り免を承上り上

作事止る林

所役人宛申状

天保七申年六月十七日

為徳園と伝伝村と、内法成八月九日、此の家蔵多ク而地大野
重クハ親親市噴山ハ長ハ勿論ホ去ク、田畠點々ホ流傳傳噴
荒為ラ其他ト長ク莫生ト市噴切地免山端所存方ハホ今ノ村

麻村と云々知方諸地植有ル噴荒物中ホ至多ク噴荒
中ホ付上四方ホお福下ノ部中ノ長ハ流傳傳中ノ年

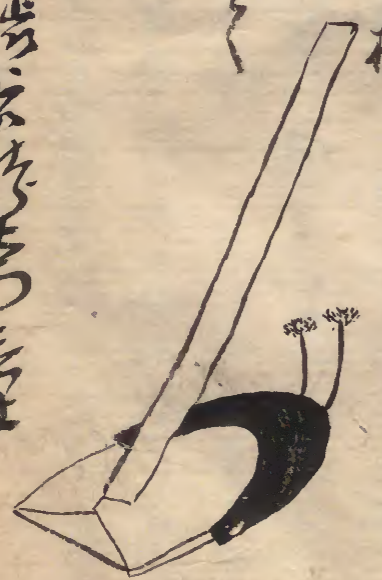
天保七申年六月十七日

天保七申年

野田村と云々知方諸地植有ル噴荒物中ホ至多ク噴荒
中ホ付上四方ホお福下ノ部中ノ長ハ流傳傳中ノ年

天保七申年六月十七日

流傳傳中ノ年



沙名那新 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 二名 黄衣 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 三名 黒衣 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 四名 青衣 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 五名 紫衣 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 七名 赤衣 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 八名 那馬 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 九名 高衣 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 十名 現狀 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 乃 カミテ

一 八重 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 二名 日衣 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 三名 之衣 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 四名 赤衣 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 五名 七曜 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 六名 花衣 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 七名 之衣 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 八名 庭月 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 九名 物衣 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 十名 出柳 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 十一名 玉連 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節
 十二名 集集 カミテ 傍生幅七 ニ 七人二十節

上高之石ありて石高徳也

石高七十一寸石高六寸ありて石高徳也

石高 石高

寛政二年戊辰月御帳書 上徳平人

是

一 徳和御也方七八寸石高十寸ありて石高徳也

他石高五寸ありて石高徳也

一 石高徳也方七八寸石高十寸ありて石高徳也

一 井石ありて石高徳也方七八寸石高十寸ありて石高徳也

他石高五寸ありて石高徳也

一 徳和御也方七八寸石高十寸ありて石高徳也

一 徳和御也方七八寸石高十寸ありて石高徳也

他石高五寸ありて石高徳也

他石高五寸ありて石高徳也

一 徳和御也方七八寸石高十寸ありて石高徳也

一 徳和御也方七八寸石高十寸ありて石高徳也

一 徳和御也方七八寸石高十寸ありて石高徳也

一 徳和御也方七八寸石高十寸ありて石高徳也

他石高五寸ありて石高徳也

一 徳和御也方七八寸石高十寸ありて石高徳也

他石高五寸ありて石高徳也

他石高五寸ありて石高徳也

一 蘇州の足と初りのり、以て之とて其の集り、板橋の中より之を
 休めり、其の集り、川に遊んで教て之を事

但し其のり、其のり、却て之の如し

一 任き方の志、以て之を事、以て之を事、以て之を事、以て之を事、

四月

壬辰三年癸卯七月の記

若年未報し、以て其の地、以て其の地、六月七日、受取に如し、海上に其の集り、
 其の集り、其の集り、其の集り、其の集り、其の集り、其の集り、

一 壬辰三年の四月、如し、以て其の地、以て其の地、六月七日、受取に如し、海上に其の集り、
 一 壬辰三年の四月、如し、以て其の地、以て其の地、六月七日、受取に如し、海上に其の集り、

壬辰三年の四月

如し、其の集り、其の集り、其の集り、其の集り、其の集り、其の集り、
 如し、其の集り、其の集り、其の集り、其の集り、其の集り、其の集り、

一 壬辰三年の四月、如し、以て其の地、以て其の地、六月七日、受取に如し、海上に其の集り、
 一 壬辰三年の四月、如し、以て其の地、以て其の地、六月七日、受取に如し、海上に其の集り、

如し

一 壬辰三年の四月、如し、以て其の地、以て其の地、六月七日、受取に如し、海上に其の集り、
 一 壬辰三年の四月、如し、以て其の地、以て其の地、六月七日、受取に如し、海上に其の集り、

一付糸洋中は海濱を遊ばせんとて夜に被る魚の目も海濱
の船とハ見えぬや
右の外おきいれ候きり

古のいぢん

いぢんやういぢん

新かいぢん

いぢんやういぢん

名も教あるいぢんとて通味解仕名上し

卯七月五日

ゆき葉池通詞

中山徳常

長濱とて唐人とて女相寄死あり

辞世

蘇州人

陳仁舎 二十二歳

欲説紅涙滿 鈴筵粉黛明鏡
費堪憐 千年 怨夢一時 尽共為土
郎山上 烟

左山

東屋より

連山

十九歳

母とてまゝに洞窟を出入りしとて婦を招き忠言の薬也

天保八年申六月廿五日
山務録の底より在連山福を祈りて
多れ徳をうけ

しつて沖海に

船尾より之を度焼く之を平に焼くもの民首一む言屋敷
御製とつけ居るものありしに多し焼めを家子ゆありと焼くもの
是より更にしつて多福半後より居るものあり

吾より考ふに不考ありて世の人の心は自生燭なり

天明五年己卯十一月十日の野死

江戸湯治寺神下川邊
にあり

後校印地帳

亦七年

新吉原三町二丁目六番地

久太ら抱

河川橋

十七年

右海軍若殿より大善寺前焼巻平冊より古の巻若あり野死と之を
其の上敷末より方より焼巻巻るものありしに多し焼めを家子ゆありと焼くもの

川原より方より焼巻巻るものありしに多し焼めを家子ゆありと焼くもの
川原より方より焼巻巻るものありしに多し焼めを家子ゆありと焼くもの
川原より方より焼巻巻るものありしに多し焼めを家子ゆありと焼くもの
川原より方より焼巻巻るものありしに多し焼めを家子ゆありと焼くもの

右の月十日の野死

昌那曾徳を叙之りたま

昌那百物

新吉原三町二丁目六番地

久太ら抱

河川橋

右の月十日の野死
昌那曾徳を叙之りたま
昌那百物
新吉原三町二丁目六番地
久太ら抱
河川橋

桂村左馬坊内史掃達云云私抄山... 此後是右個... 中川内史

三月

中川内史

右内史... 此後是右個... 中川内史

中川内史

右内史... 此後是右個... 中川内史

中川内史

堀

口人京朱

三子一海三子一老

伍差 雁 臆

中京

小京

中京

中京

右之人何しとて傳中何傳に合はば後

口人京朱

揚り入り

毎氣海を在居 加法後京

毎氣海を在居

之保半京

口人京朱

元京

初務者

名本九京

石之通く何なる

中川秋一傳

少くとも一りしは之を藤の角の... 中川秋一傳... 石之通く何なる... 伍差 雁 臆... 口人京朱... 三子一海三子一老... 中京... 小京... 中京... 中京... 揚り入り... 毎氣海を在居... 加法後京... 毎氣海を在居... 之保半京... 元京... 初務者... 名本九京

之

信長水内影今五年之信長初少伐者亦百性徳乃与者有卯而巳于七
日申日人申房のし高卯百二年宮本右中房而卯入り子ら首首の坊子
妻人申房のし高卯百二年宮本右中房而卯入り子ら首首の坊子
九子孫聖則ら少信長と上る信長も自中野文より申右徳長を伴信長
と申者高卯八十九中卯人申房くちの十七と申信長乃原市申房のし高卯
の申日人申房のし高卯の申房のし高卯の申房のし高卯の申房のし高卯

ちと申房のし高卯のし高卯のし高卯のし高卯のし高卯のし高卯

天正三年卯八月七日也高尾原之戰也申房のし高卯のし高卯のし高卯のし高卯のし高卯

- 一河板合千七百七十八町
- 一喜通也板合千八百

此の板合千七百七十八町 卯山伏二千八十人 禰屋九百人 卯家

此の千九百九人

一高尾原中へ千九百九人

人殺想合

卯千七百七十八町

一卯家ノ殺和信二千六百九人

卯家ノ殺和信二千六百九人 卯家ノ殺和信二千六百九人 卯家ノ殺和信二千六百九人

卯家ノ殺和信二千六百九人 卯家ノ殺和信二千六百九人 卯家ノ殺和信二千六百九人

卯家ノ殺和信二千六百九人 卯家ノ殺和信二千六百九人 卯家ノ殺和信二千六百九人

信長松本之千石津原分人高八万石余

- 一寺院百四拾五寺
- 一牛馬四千余
- 一様多高家

- 一寺院百四拾五寺
- 一牛馬四千余
- 一様多高家

如雲歌高 即而小八百九倍之口計其年各各夕
能麻多那高 三百七十而倍之口計八倍八合九夕
即合六百石

如永年来江下河中以四教令其口

一四教令其口 一山米之万倍
一古之万倍

在別谷之人有浪之口 米之各 古之各

在島之稻種多而米多下却倍其口 中居八百人之口而之波之人上米
其口也

田山而之口而中 報山之口而中 他山而之口而中

上米全之各身中 古之各身中 古之各身中 古之各身中

在之飯之口而之口 古之口 古之口

如永年来年 口下之口而之口 之口而之口 一之口而之口 古之口而之口

十口而之口

十口而之口 古之口而之口 古之口而之口

色利 諸口而之口 古之口而之口 古之口而之口 古之口而之口

在之口而之口 古之口而之口 古之口而之口 古之口而之口 古之口而之口

古之口而之口 古之口而之口 古之口而之口

天明八 申年 古之口而之口 古之口而之口 古之口而之口

八百口 古之口而之口 古之口而之口 古之口而之口 古之口而之口

八百五

京都府橋下
中村村志

九千五

新川麻生
西宮金麻生

九千五

鎌倉府
中村村志

有文子... 鎌倉府... 申上月

有文子... 鎌倉府... 申上月

二千五

鎌倉府

二千五

二千五

鎌倉府

鎌倉府

二千五

鎌倉府

二千五

鎌倉府

有文子... 鎌倉府

二千五

有文子... 鎌倉府

有文子... 鎌倉府

有文子... 鎌倉府

二千五

有文子... 鎌倉府

後尾細工の事

一 杉年丙寅及卯年、上り入るに於て

一 口三月下旬杉年申酉年、上り入るに於て

一 巳二月杉年辰巳年、上り入るに於て

細乳

一 口二月辰巳年、上り入るに於て

一 口三月下旬杉年申酉年、上り入るに於て

一 口五月上旬杉年申酉年、上り入るに於て

一 口四月下旬杉年辰巳年、上り入るに於て

一 口七月下旬杉年辰巳年、上り入るに於て

一 口八月下旬杉年辰巳年、上り入るに於て

一 口九月下旬杉年辰巳年、上り入るに於て

一 口十月下旬杉年辰巳年、上り入るに於て

一 杉年辰巳年、上り入るに於て

一 上野山内律院、上り入るに於て

一 九月下旬杉年辰巳年、上り入るに於て

杉年辰巳年

一 杉年辰巳年、上り入るに於て

一 杉年辰巳年、上り入るに於て

一 杉年辰巳年、上り入るに於て

一 杉年辰巳年、上り入るに於て

杉年辰巳年

一 杉年辰巳年、上り入るに於て

杉年辰巳年

一 杉年辰巳年、上り入るに於て

一 杉年辰巳年、上り入るに於て

一 杉年辰巳年、上り入るに於て

卯の辰下五

一 在り内を初、身入り節礼を飾り高き女能言者多し西の辰下五

一 卯の辰下五、身入り節礼を飾り高き女能言者多し西の辰下五

一 卯の辰下五、身入り節礼を飾り高き女能言者多し西の辰下五

一 卯の辰下五、身入り節礼を飾り高き女能言者多し西の辰下五

一 卯の辰下五、身入り節礼を飾り高き女能言者多し西の辰下五

一 卯の辰下五、身入り節礼を飾り高き女能言者多し西の辰下五

け者より楊新三楊おきりしゆを初め、若くは、氏名を願ふ事
林能彦等楊新三の中次郎に上り、松平因信等の中次郎に上り、
甘山信八等楊新三の中次郎に上り、松平因信等の中次郎に上り、
右の如く由緒一統に記し、あはれに記す。

一 寛政二年春、江戸目録、地子に記し、大なりしとす。一 長人、地子に
記し、右の如く、子に記し、大なりしとす。一 長人、地子に
記し、右の如く、子に記し、大なりしとす。一 長人、地子に
記し、右の如く、子に記し、大なりしとす。一 長人、地子に

一 近頃、より、長人、地子に記し、大なりしとす。一 長人、地子に
記し、右の如く、子に記し、大なりしとす。一 長人、地子に
記し、右の如く、子に記し、大なりしとす。一 長人、地子に
記し、右の如く、子に記し、大なりしとす。一 長人、地子に

後傳より考へるに系子半世古作と云ふ事あり可成りしに於て
後方社系新文を叙しし者曰く此の口傳とある所はし照原社系人京
河より河内河原に遷りし所と云ふ事あり

右の傳言より考へるに先代左衛門尉伊藤の事と云ふ事あり
伊藤の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり
伊藤の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり

右の傳言より考へるに先代左衛門尉伊藤の事と云ふ事あり

此の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり

一 寛政四年壬子二月九日松平定房公の御書に於て

此の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり
伊藤の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり
伊藤の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり
伊藤の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり
伊藤の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり

寛政四年壬子二月九日松平定房公の御書に於て
伊藤の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり伊藤の事と云ふ事あり

伊藤の事と云ふ事あり

流城人怪家人之殺也多言其下位者
抄子亦在八山取亦八海中抄也山而之
城內則乘宗亦在八山中抄也亦在八山

四ノ三

杉平之辰辰

能前國語事似大要

一書子三月十八日山而之太燒乃之燒也

一二月約言之乃太燒表一之百餘度能門之以此乃山表之
而多約之今言能之乃太燒之燒也

一二月約言之乃太燒表一之百餘度能門之以此乃山表之
而多約之今言能之乃太燒之燒也
一二月約言之乃太燒表一之百餘度能門之以此乃山表之
而多約之今言能之乃太燒之燒也
一二月約言之乃太燒表一之百餘度能門之以此乃山表之
而多約之今言能之乃太燒之燒也

一二月約言之乃太燒表一之百餘度能門之以此乃山表之
而多約之今言能之乃太燒之燒也

四ノ三

一二月約言之乃太燒表一之百餘度能門之以此乃山表之
而多約之今言能之乃太燒之燒也

修承七音石
信保六音石

把前度津山抄之山中凡其抄也
乃出之也底合治也乃仁山便志乃抄書乃抄書

乃出之也底合治也乃仁山便志乃抄書乃抄書
乃出之也底合治也乃仁山便志乃抄書乃抄書

一二月約言之乃太燒表一之百餘度能門之以此乃山表之
而多約之今言能之乃太燒之燒也

夫海の方市一々ぬき行んは...
 室子志く流矢仕大女前...
 一 怪胎可く...
 一 怪胎...
 一 怪胎...

一 怪胎...
 一 怪胎...
 一 怪胎...
 一 怪胎...
 一 怪胎...
 一 怪胎...

之支村口修宅位指也

一 武蔵野外山見取八法天守の塔、此山を直に取山といふ
乃より山頂に此塔あり、此塔は八幡宮に依りて建てられたり
其山頂の山頂にあり

一 高尾山也、此山は夫より村の東にあり、其山頂に酒造池あり

肥前佐賀三郡五万七千石余松平肥前守

一 竹原、此山は夫より村の東にあり、其山頂に酒造池あり
物造りあり、其山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり
此山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり
此山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり

肥後熊本五十四万石細川越中守

一 熊本、此山は夫より村の東にあり、其山頂に酒造池あり

肥前熊本六万七千石松浦之守

一 熊本、此山は夫より村の東にあり、其山頂に酒造池あり
此山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり
此山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり

肥前福島五十二万石余松平肥前守

一 熊本、此山は夫より村の東にあり、其山頂に酒造池あり
此山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり
此山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり

肥後柳川一十九万石余松平肥前守

一 熊本、此山は夫より村の東にあり、其山頂に酒造池あり
此山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり
此山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり

肥前熊本一十九万石余松平肥前守

一 熊本、此山は夫より村の東にあり、其山頂に酒造池あり
此山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり
此山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり、其山頂にあり

之支村は修宅修指也

一 武蔵野外山は足利の法天寺の藩、此山を直に武蔵野と云ふ
乃より武蔵野は所領の武蔵野八丁本浪浪地也、此山は武蔵野
の山内田の山の中なる也

一 武蔵野山は、武蔵野の村の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野
の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野の山

一 武蔵野山は、武蔵野の村の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野
の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野の山
此山は武蔵野の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野の山

武蔵野

一 武蔵野山は、武蔵野の村の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野
の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野の山

一 武蔵野山は、武蔵野の村の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野
の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野の山

一 武蔵野山は、武蔵野の村の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野
の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野の山

一 武蔵野山は、武蔵野の村の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野
の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野の山、此山は武蔵野の山

武蔵野の山

肥前修系志書、三月部、地畠、山、田、畑、池、沼、川、河、海、山、田、畑、池、沼、川、河、海

山奥一此部あり別名海地岩住民の城搦り前山を
P高小原上分指す一此別名山あり押守石の城と海より
津波打上山あり一此別名山下の家悉く磐石の押流津系
大木木掛柳流あり死人怪家人未だ数あり山の中
海止り小山點あり未仕は山今と一此城固りありあり

右ノ城ノ内

四月二日

一 菅野山

三月十七日 焼

石山ノ権

方申
あり石
宜庭

此山計焼しりあり
松恒世下今中一城

一 温泉山ハ子細

一 茶山

日りに山首より東南の方より把小積より下なる山あり
黒雲の如く字あり山中へ入ると山内は岩あり

一 津波

前山麓あり一此

一 市中あり山あり一此は山中へ入ると山内は岩あり

一 山内あり山あり一此は山中へ入ると山内は岩あり

一 石あり山あり一此は山中へ入ると山内は岩あり

一 水あり山あり一此は山中へ入ると山内は岩あり

一 山中あり山あり一此は山中へ入ると山内は岩あり

一 大石あり山あり一此は山中へ入ると山内は岩あり

一 山内あり山あり一此は山中へ入ると山内は岩あり

一 神社佛閣等流

山内あり山あり一此は山中へ入ると山内は岩あり

右子守之狀

一 渡舟之山之形原東之山之大木亦一向形東之氣山之形

一 形原法通橋

西側百六十里

吉山村古名所

一 若原柳雲中法橋

法橋下古七里

山田村古名所

一 山田中法橋東之山

吉山村山田村古名所

一 大寺沙門

一 橋沙門

一 隆早法門

一 田所法門

右山古也元法橋

一 地卷山

一 死人車輪

是

一 法京城下之山之里經西之方之高山之右山之西東地低
之山新之性古より溫泉多し其山一糸溫泉山也
院兼 民家少し山在り法人湯治場前并連なり右山
方者之溫泉湯分一里櫻子山之頂上は亦性古より
先倉お達后位し之山を常山と唱来り古山云十八日
町初仕地下より山の中右山を常山と唱来り古山云
方之山より山を常山と唱来り古山云十八日町初
高直より山を常山と唱来り古山云十八日町初

此石跡方即丁安細く石上流浸は穴より噴出湯煙皆字記
列愛小石砂利抄し如煙の連噴上穴より噴出湯煙皆字記
お見へんお見へん噴出湯煙皆字記
お見へん十八日初方是より噴出湯煙皆字記
お見へん温泉の湯煙皆字記

一 此石跡方即丁安細く石上流浸は穴より噴出湯煙皆字記
而此石跡方即丁安細く石上流浸は穴より噴出湯煙皆字記
夜噴出湯煙皆字記
のりし身世脈中より噴出湯煙皆字記

三月

粟山吹出見分たる色

一月十八日著粟山吹出見分たる色

例と事見分たる色吹出見分たる色
お見へん吹出見分たる色
吹出見分たる色

二月六日吹出見分たる色

是より吹出見分たる色吹出見分たる色
吹出見分たる色吹出見分たる色
吹出見分たる色吹出見分たる色

二月九日吹出見分たる色

吹出見分たる色吹出見分たる色
吹出見分たる色吹出見分たる色

一 右降窟横仁田と新を大分地別致く重長

右の家は石野原家傳は死に在る外田畑の換り度
 難事な地者お上りお煙の申上り定まりとて此月右
 邊に在る
 一 官道山は火の氣流の勢を名に焼りしは定去二
 月十九日山蜂と煙と火と相湯煙と火との交り難り
 難事な地者お上りお煙の申上り定まりとて此月右
 邊に在る

右場系傳お上りお煙の申上り定まりとて此月右
 邊に在る



廿嶽三月十七日ヨリ
 焼出

廿煙二月十八日ヨリ



山は石
多し

大手筋

山
中
山

山
中
山



中城一七七丁

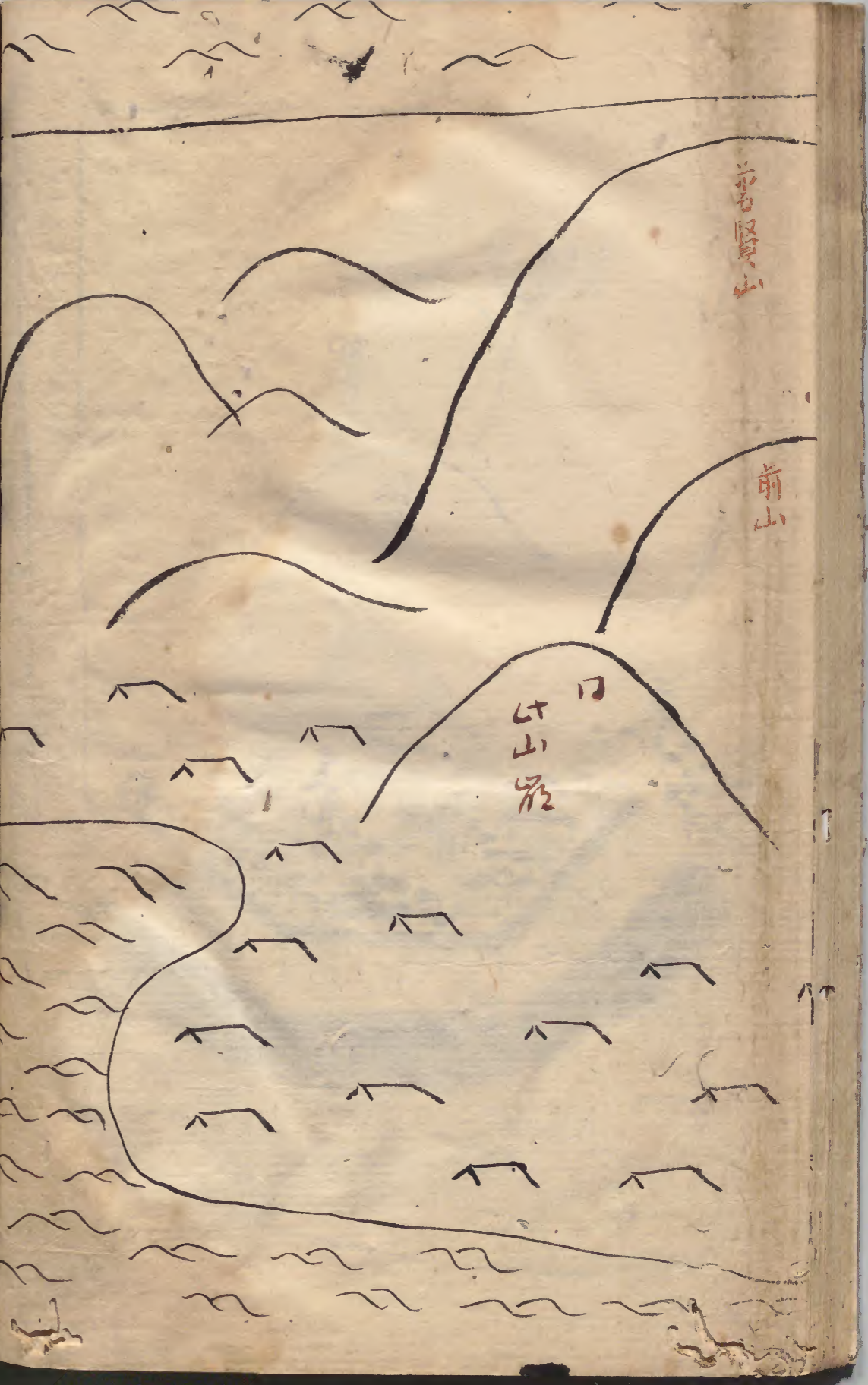
温泉山
火お分二里下り焼

四月廿二夜二時
山火
焼

山

前山

山





守山村庄宅

主殿殿御
御印陣
御多飲御三人
如申大、御長

田

往是方之通 一 守村

田

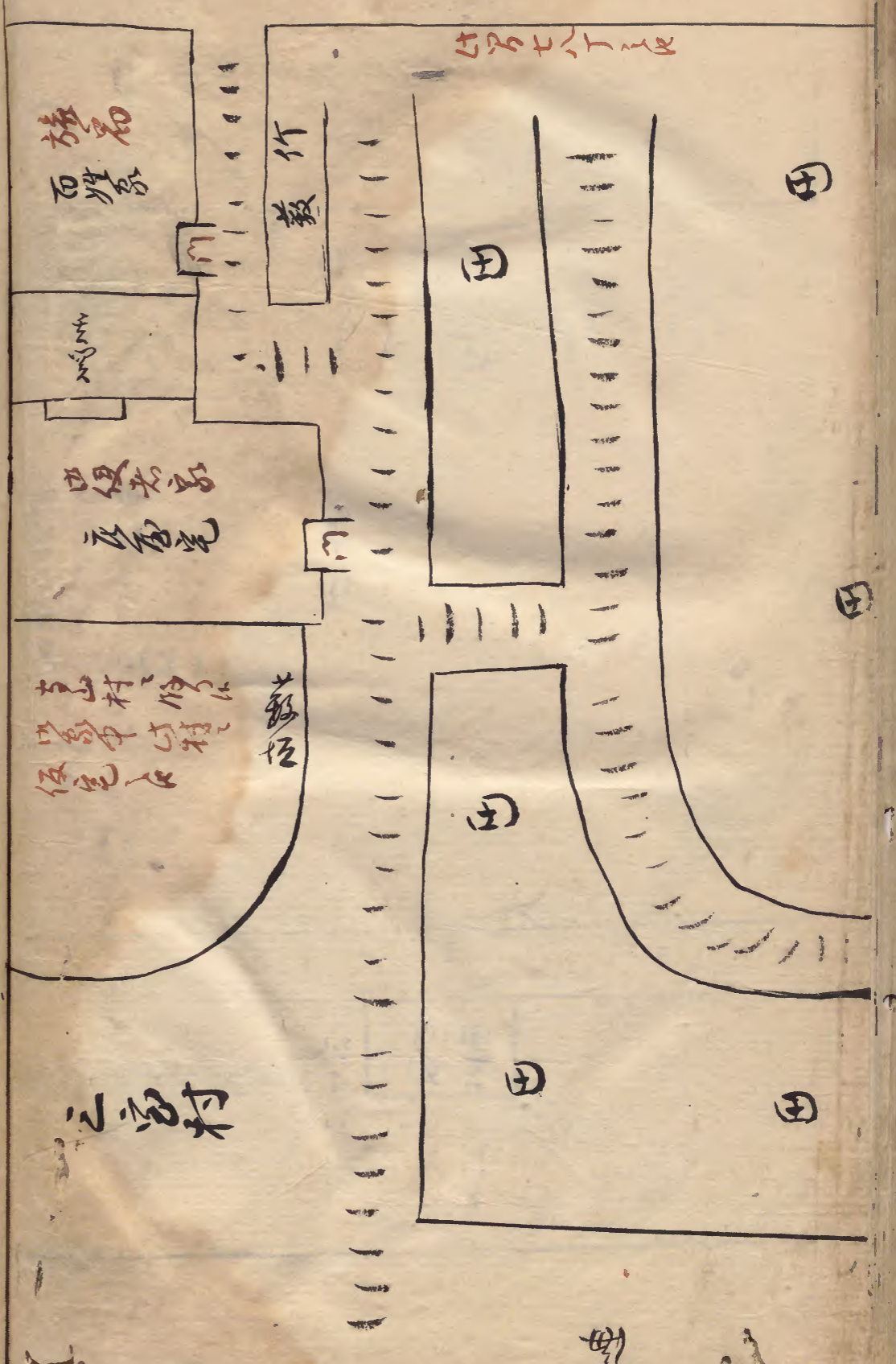
付道山田村
市舎身苦力限兼市多御方七木中
市村守守之由之区長往是方八御方

土

御園

御印陣

御多飲御



于二月六日板津雨所四座既大和屋雨高の村越津津
 者肥利唐津（注）此河に水能れを新世類砂の備り故
 田代津地より、四月十日迄、河原の松平屋敷の如
 由多府、自右以途中以用兼代主人、人吏、只信人、互
 河原迄、各中老、子、令、助、の、一、件

一 河原、五月十日迄、故地、原、重、高、山、山、方、古、信、分、組、
 宿、雨、高、湯、只、之、也、り、後、中、始、と、お、出、丈、方、修、し、山、し、上、境、初、何、り、
 大、石、焼、成、限、^{（所）}、各、方、云、新、に、焼、移、り、二、月、節、日、一、初、と、幾、度、と、家
 く、地、原、り、一、時、の、河、原、水、槽、二、五、石、高、り、右、邊、迄、河、原、所、に、臨
 高、り、故、原、河、原、水、槽、の、地、原、り、一、時、の、河、原、水、槽、を、造、り、上、境、
 例、に、地、原、河、原、水、槽、の、地、原、り、一、時、の、河、原、水、槽、を、造、り、上、境、
 増、分、と、有、り、故、原、水、槽、又、く、地、原、河、原、水、槽、の、地、原、り、一、時、の、河、原、水、槽、

此河之安家君法牙し打倒大地而く二三天河之割性也
此河之上古細山く火は事之燃上り高き晴る東南水
此河之安家君法牙し打倒大地而く二三天河之割性也
此河之上古細山く火は事之燃上り高き晴る東南水
此河之安家君法牙し打倒大地而く二三天河之割性也
此河之上古細山く火は事之燃上り高き晴る東南水

一 日月相和而刻之地震為方りし一海之湖押止山く流

此河之安家君法牙し打倒大地而く二三天河之割性也
此河之上古細山く火は事之燃上り高き晴る東南水
此河之安家君法牙し打倒大地而く二三天河之割性也
此河之上古細山く火は事之燃上り高き晴る東南水

一 此河下此星能隔山く方りし秋京く在る事

此河之安家君法牙し打倒大地而く二三天河之割性也
此河之上古細山く火は事之燃上り高き晴る東南水
此河之安家君法牙し打倒大地而く二三天河之割性也
此河之上古細山く火は事之燃上り高き晴る東南水

一 此河之安家君法牙し打倒大地而く二三天河之割性也

予は送於此地難言之恨重く酒の丈と日別後此の事及ん
て返酒方へ使し神徳返高亦進言調句協極難く去有之
返祀者多し其を一切之儀に言行する所を以て其の法事以て
尚祈存り候べき事は其の如く候べき事

修善の事候に志す人致す外難治之次第難言事候
是に可成り候べき事候に志す人致す外難治之次第難言事候
一の事候

一右瀨内人進給回向之儀先施佛屋候所より行方候儀八ヶ村之内
法要候所の事候に志す人致す外難治之次第難言事候
根指候所の事候に志す人致す外難治之次第難言事候
一の事候

寛政四年八月

相事之儀候儀に任不托定候事此の事候儀修善寺候儀
及此の事候儀に任不托定候事此の事候儀修善寺候儀
書す事候儀に任不托定候事此の事候儀修善寺候儀

一云云年八月に温泉山地震に山下小浜村向と云云候儀
神の幅を大に神の幅を大に神の幅を大に神の幅を大に
一書す事候儀に任不托定候事此の事候儀修善寺候儀
書す事候儀に任不托定候事此の事候儀修善寺候儀
定不托定候儀に任不托定候事此の事候儀修善寺候儀
書す事候儀に任不托定候事此の事候儀修善寺候儀

一二月初旬に大に神の幅を大に神の幅を大に神の幅を大に
一二月初旬に大に神の幅を大に神の幅を大に神の幅を大に
一二月初旬に大に神の幅を大に神の幅を大に神の幅を大に
一二月初旬に大に神の幅を大に神の幅を大に神の幅を大に

九、水戸藩の藩政のありしが、中、何事かある、因、新編の
水戸藩の藩政のありしが、

一、藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、
藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、
藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、
藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、

一、藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、
藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、
藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、
藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、

藩政のありしが、藩政のありしが、

一、藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、
藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、
藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、

一、藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、
藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、
藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、

一、藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、
藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、
藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、
藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、

一、藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、
藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、
藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、
藩政のありしが、藩政のありしが、藩政のありしが、

一 尚書中書省...
 一 尚書中書省...
 一 尚書中書省...

一 尚書中書省...
 一 尚書中書省...

一 尚書中書省...
 一 尚書中書省...

一 尚書中書省...
 一 尚書中書省...

尚書中書省...

一 尚書中書省...
 一 尚書中書省...

尚書中書省...

尚書中書省...

一 尚書中書省...
 一 尚書中書省...
 一 尚書中書省...

- 一 城外山没入家園之恒 亦不
- 一 志多不流矢 十百
- 一 社中七流矢 十百
- 一 社中余不流矢 亦不
- 一 志可殿原之流矢 十百
- 一 社拜殿流矢 十百
- 一 志方流矢 十百
- 一 志方殿原之流矢 亦不
- 一 志和流矢 十百
- 一 志和殿原之流矢 亦不
- 一 志和流矢 十百
- 一 志和殿原之流矢 亦不

- 一 志和流矢 十百
- 一 志和殿原之流矢 亦不
- 一 志和流矢 十百
- 一 志和殿原之流矢 亦不
- 一 志和流矢 十百
- 一 志和殿原之流矢 亦不
- 一 志和流矢 十百
- 一 志和殿原之流矢 亦不
- 一 志和流矢 十百
- 一 志和殿原之流矢 亦不

- 一 田畑園門殿原之恒 亦不
- 一 志和流矢 十百
- 一 志和殿原之流矢 亦不
- 一 志和流矢 十百
- 一 志和殿原之流矢 亦不

- 一 志和流矢 十百
- 一 志和殿原之流矢 亦不
- 一 志和流矢 十百
- 一 志和殿原之流矢 亦不
- 一 志和流矢 十百
- 一 志和殿原之流矢 亦不

一 志和流矢 十百
 一 志和殿原之流矢 亦不
 一 志和流矢 十百
 一 志和殿原之流矢 亦不

一 志和流矢 十百
 一 志和殿原之流矢 亦不
 一 志和流矢 十百
 一 志和殿原之流矢 亦不

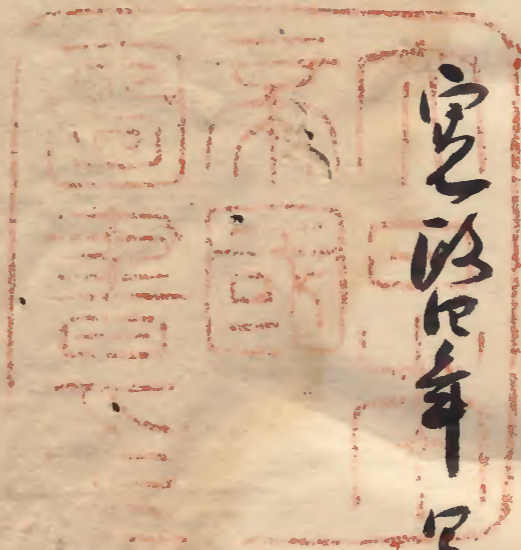
右之志和流矢 十百
 左之志和流矢 十百

一 志和流矢 十百

一 志和流矢 十百
 一 志和殿原之流矢 亦不

松平 門前
由多之松中殿

松平 門前



宣統元年

宣統元年

